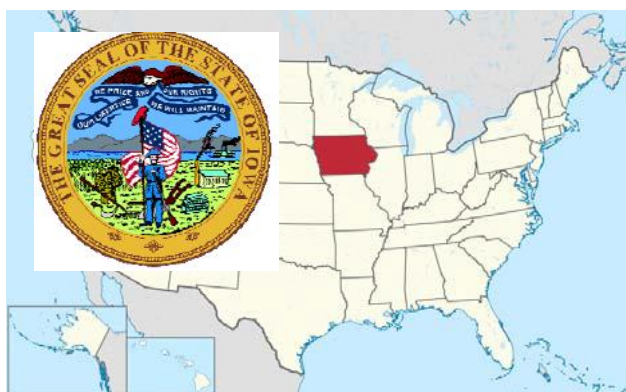


## PE 登録されるということは、たとえ市民権がなくともその州の一員となることである

連載第12回は、アメリカ大統領予備選が始まる州、アイオワ州 (IA) です。



Iowa Engineering and  
Land Surveying  
Examining Board  
Chair :  
Marlee Walton, PE

アイオワ州PEボードホームページ<http://www.state.ia.us/government/com/prof/engineer/>

### 1. ライセンス更新時のCPD 要求を最初に導入した州

4年に一度のアメリカ大統領選は1月のアイオワ州予備選で幕を開けることが恒例となっているが、PE更新時のCPD要求を全米で最初に導入したのもアイオワ州であることが History of NSPE1920-2004 の1978年President's Report に述べられている。

アイオワ州のPE法、PE規則は次の3本立てとなっているが、このうち州法Chapter272CはPEを含む専門職全般のContinuous Educationだけを規定した特徴的な法律である。

州法 Chapter542B Professional Engineers and Land Surveyors

州法 Chapter272C Regulation of Licensed Professions and Occupation

州規則 193C Engineering and Land Surveying Examining

このChapter272Cは、Continuing educationを次のように定義している。

“Continuing education means that education which is obtained by a professional or occupational licensee in order to maintain, improve, or expand skills and knowledge obtained prior to initial licensure or to develop new and relevant skills and knowledge. This education may be obtained through formal or informal education practices, self-study, research, and participation in professional, technical, and occupational societies, and by other similar means as authorized by the board.”

(訳： 継続教育とは、専門職資格者により獲得される教育であって、資格取得時までに獲得したスキルと知識を維持、向上あるいは拡張するためのものである。この教育は公式あるいは非公式な実務、自習、調査、および州ボードが認める専門職協会や技術協会への参加により得られるであろう。)

またCPD 要求にあたっては次の点に留意することも別の項で述べられている。

- continuing education が州や国をまたいだ技術実務にどう効果があるか十分注意する
- continuing education の財政措置にボードが責任を持つ
- continuing education の指針を制定するとともに、専門職の数量制限を意図しないこと
- PE/LS ボード、建築士ボード、景観建築士ボード、およびエネルギー独立局は、専門職の分野をまたいだ協力とエネルギー効率化戦略のための教育を奨励する

これらの留意項目は、最初にCPD要求を導入するにあたり議論された、CPDが形骸化するのでは？ CPDはお金がかかりすぎるのでは？といった反対意見に配慮したものと思われる。CPD 要求の具体的な時間数などは州規則193C のChapter7 で規定されており、30Hr/2 年である。

## 2. PE 登録要件の特徴

州法Chapter542B 及び州規則193C に規定されている、アイオワ州PE登録要件の特徴は次のとおりである。

- 他州のPEだけでなく、他国の同等資格者も無試験でPE登録することがある(542B.20)
- 米国の大学卒業資格は州ボードが審査する(ABET 適合は特に言及なし)(193C 3.1(3)a)
- 米国外の大学卒業資格はABET 適合を原則とするが、州ボードが独自に認定することもある(193C 3.1(3)b)
- PhD 保持者はFE 試験不要(193C 4.1(1)d)
- リファレンスは3名のPE含む5名必要。またうち1名は登録申請者へ技術業務や倫理などを監督指導(tutelage)する者でなければならない。その1名はPEでなくともよいが、その場合特別なリファレンス様式への記入が必要
- SSN(米国社会保険番号)の記入は必要

州規則にカナダPEボードの用語定義があることなどから、542B.20の他国同等資格とはカナダP.Engを想定しているものと思われる。

なおアイオワ州PE登録では、州居住条件はなくABET 適合外の大学卒業でも州ボードの判断により認められることがあると読めるので、SSNの日本年金番号への代用も認められるのであれば、日本人PE登録の可能性もあるかもしれない。

以上